

第3節 快適な都市環境の確保

大阪市ではこれまでも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進めてきました。その結果、市域の環境は大きく改善するなどの成果をあげて

おり、今後もこうした快適な環境をつくるための施策を進めることにしています。また、風・水・緑などの活用により、水都再生と自然共生社会をめざしていくことにしています。

1 都市環境の創造

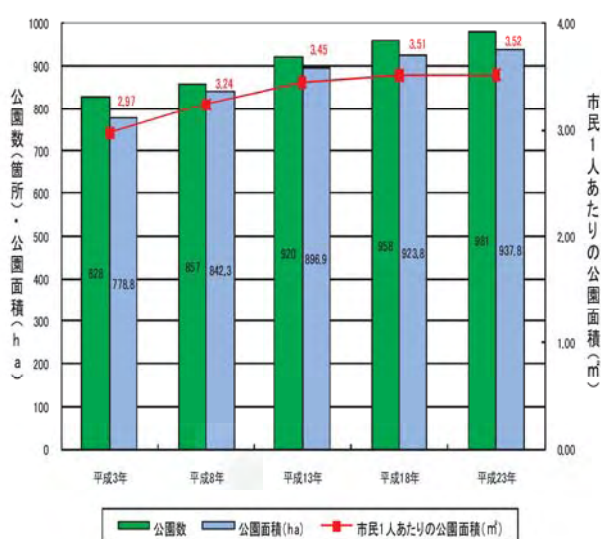
(1) 緑の現状

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

平成23年4月現在 981 か所、937.8ha、市民1人あたりの公園面積 3.52m²に至るまで公園整備を実施しました。

公園数、公園面積、市民1人あたりの公園面積の推移



(注) 各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値

(2) 主な取組み

緑の保全や創造のほか、水辺空間の保全と創造、まちの美化啓発などに向け、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。平成23年度については、新たに市域で生物多様性の保全と活用を進めるための「生物多様性地域戦略」の策定を加え、一層の推進を図ります。

① 緑の保全や創造

ア. 公園緑地の整備

公園整備については、大阪市緑の基本計画により、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、大阪城公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

イ. 公共空間の緑化推進

公園や道路、公共施設の緑化を推進し、市民協働により花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

また、学校敷地内への植樹を行い、児童・生徒の豊かな情操の育成を図っています。

ウ. 市民・事業者との連携による緑化

(ア) 民間建造物等の緑化推進

住宅や事務所など民間建造物の屋上や壁面、公共道路に面した敷地の緑化費用の一部を助成しています。

(イ) 緑化リーダー・グリーンコーディネーターの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、緑化リーダーの育成に取り組んでいます。また、緑化リーダー認証者の中から、さらに専門的知識等を有する人材としてグリーンコーディネーターを育成しています。

(ウ) 花と緑の絵画・ポスターコンクール

将来を担う子供たち（小・中・高）を対象に花と緑に関心を持ってもらうためにコンクールを行っています。

(エ) ひとり・ふたり・みどり緑花コンクール

道行く人が見て楽しめるような場所に、年間を通じて花と緑の調和した美しいまちづくりをしていただくためにコンクールを行っています。

第20回ひとり・ふたり・みどり緑花
コンクール団体の部（民有地）市長賞



② 水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

ア. 河川周辺の整備の促進

道頓堀川や淀川などにおいて、遊歩道の整備や護岸の改修、公園緑地の創出等、水辺環境づくりを行っています。

道頓堀川



イ. 港湾地域の整備の促進

臨海部での緑地や親水堤防等を整備し、ウォーターフロントの特性を生かして、市民や港を訪れる人々が憩い、集える緑地整備を進めています。

大阪南港野鳥園



ウ. 下水の高度処理水の活用

快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。

海老江下水処理場のせせらぎ（四季の里）



③ まちの美化啓発活動の推進

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃をはじめ不法投棄ごみの処理などの環境整備事業の充実に努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

ア. ポイ捨て防止キャンペーン等の実施

(ア) ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

(イ) ノーポイモデルゾーン(ポイ捨て防止推進モデル地区)

「清潔保持推進区域(ノーポイモデルゾーン)」を全区に設定しています。

(ウ) 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、各種団体等に一斉清掃の取組みを呼びかけています。

(エ) 美フレッシュ大阪月間

「環境衛生週間」に合わせ、9月を「美フレッシュ大阪月間」と設定し、美化功労者等の表彰、各種イベント等美化推進事業の取組強化を図っています。

(オ) 「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。大阪시가定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

(カ) 大阪市一斉清掃の開催

市民・事業者・行政が一体となって市内一斉清掃を毎年開催しています。平成23年度については、大阪マラソン開催前に「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を7日間にわたり開催します。

イ. 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をしている個人や団体に対する表彰などを行っています。

ウ. ポイ捨て防止条例

(正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例 平成7年9月29日公布)

市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑法法規の適用を要請することなどを規定しています。

エ. 路上喫煙対策事業

大阪市では、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙を防止し、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定するとともに「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を科しています。**平成23年4月末33,834件**

また、「禁止地区」以外でも、公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう努力義務を課しています。

さらに全市域での取組みとして、市民、事業者団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ活動しています。(現在60団体)